

報告 教 1

出雲市立学校校区検討委員会の設置について

1 設置の趣旨

四絡住みよいまちづくりの会が要望されている「四絡地区における選択校区制度の見直し」の是非について意見を求めるため、「出雲市立学校校区検討委員会」を設置する。

2 出雲市立学校校区検討委員会について

(1) 位置付け

出雲市立学校校区検討委員会設置条例（以下「条例」という。）第1条により設置する地方自治法の規定に基づく附属機関

(2) 委員 12名（条例第3条、20人以内で組織する）

No.	主な役職等	氏名 (敬称略)	選出区 分
1	文教厚生委員会 委員長	福島 孝雄	1
2	文教厚生委員会 副委員長	今岡 真治	1
3	出雲市自治会連合会 会長	坂根 守	2
4	出雲市民生委員児童委員協議会 会長	飯塚 勉	2
5	元島根県教育委員会 教育監	片寄 進	2
6	今市小学校 校長	安達 清志	3
7	四絡小学校 校長	金築 康治	3
8	選択校区制度利用保護者	神門 靖朗	4
9	選択校区制度利用保護者	藤原 謙司	4
10	今市地区自治協会 会長	勝部 武	5
11	四絡地区自治協会 会長	中野 鉄雄	5
12	出雲市教育委員会 委員（教育長職務代理人）	小豆澤貴洋	5

校区検討委員：20人以内で次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（出雲市立学校校区検討委員会設置条例第3条第1項及び第2項）

- 1 市議会の議員
- 2 識見を有する者
- 3 学校の校長の代表者
- 4 児童及び生徒の保護者の代表者
- 5 その他教育委員会が適当と認める者

任期：委嘱の日～当該諮問に関する調査審議が終了するまで（条例第3条第3項）

(3) スケジュール

年度内において3回程度委員会を開催する中で多方面から検討を行い、総合的判断のもとに答申をまとめていただく。

3 検討する選択校区該当地域等について

(出雲市立小学校及び中学校の選択校区に関する要綱 別表抜粋)

町名	選択校区該当地域	小学校		中学校	
		指定校	選択可能校	指定校	選択可能校
姫原一丁目～四丁目	全域	四絡小学校	今市小学校	第三中学校	第一中学校
姫原町	国道9号の南側の地域	四絡小学校	今市小学校	第三中学校	第一中学校
渡橋町	全域	四絡小学校	今市小学校	第三中学校	第一中学校
小山町	国道9号の南側の地域	四絡小学校	今市小学校	第三中学校	第一中学校

選択校区の対象地域と対象校

町名	番号	対象地域	選択校	
			小学校	中学校
姫原町	⑥	国道9号南側	四絡小	三中
姫原1～4丁目	⑦	全域	今市小	一中
渡橋町	⑧	全域	四絡小	三中
小山町	⑨	国道9号南側	四絡小	三中
			今市小	一中

